城西大学生命科学研究センター規程

昭和63年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、城西大学生命科学研究センター(以下「センター」という)の事業 及び組織の大網を定め、本学における生命科学に関する教育、研究(一般研究、共同 研究、委託研究を含む)、研修の充実に資することを目的とする。

(構成)

- 第2条 センターに次の職員を置く。
- (1) 所長1名
- (2) 研究員若干名
- (3)事務職員若干名
- 2 センターは、必要により、副所長、客員研究員を置くことができる。

(任命)

- 第3条 センターの所長、副所長は、理事長がこれを任命する。
- 2 研究員は、所長の推薦に基づき理事長が任命する。
- 3 所長、副所長及び研究員(兼任)の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員 を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 客員研究員は、所長の推薦に基づき理事長が委嘱する。任期は各1年とし、再任は妨 げない。

(業務)

- 第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、下記の活動を行うものとする。
- (1) 生命科学に関する研究及び調査
- (2) 前号に関する研究・調査の受託
- (3) 学内外との共同研究
- (4) 在学生の教育に貢献するための活動
- (5) 卒業生の研修のための活動
- (6) 必要な動物の飼育、繁殖
- (7) 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (8)機関誌及び研究業績の刊行
- (9) その他センターの目的を達するために必要な活動

第5条(削除)

(運営)

第6条 センターの運営に関する細則は別に定める。

(利用)

第7条 センターの利用については、別に定める。

(受託研究)

第8条 受託研究については、別に定める。

附則 この規程は、昭和63年4月1日より施行する。

附則(令和3年度(法)規程第9号)

この規程は、令和3年7月28日より施行する。